

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法（昭和29年法律第162号）第47条、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第4条
<p>【改正の概要】</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を警務部の所掌とするため、警務部の所掌事務に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。」を加える。</p>	
施行日	平成28年11月30日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察法（昭和29年法律第162号） （警視庁及び道府県警察本部） 第47条 省略 2・3 省略 4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。 ● 警察法施行令（昭和29年政令第151号） （警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準） 第4条 法第47条第4項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第1のとおりとする。 2・3 省略 	